

【1993年1月20日】高額療養費自己負担限度額の改正案要綱
医療保険審議会

高額療養費自己負担限度額の改正案要綱

第1 改正の趣旨

健康保険、船員保険及び国民健康保険の高額療養費支給制度について、経済諸指標等の変動にかんがみ、自己負担限度額の改定を図るものであること。

第2 改正の内容

(1) 高額療養費の自己負担限度額を現行の60,000円から63,000円(低所得者にあつては、現行の33,600円から35,400円)に改定すること。

(2) 健康保険法施行令第79条第6項、船員保険法施行令第3条の2の4第6項及び国民健康保険法施行令第29条の2第6項の規定に基づき支給される高額療養費の自己負担限度額を現行の34,800円から37,200円(低所得者にあつては、現行の23,400円から24,600円)に改定すること。

第3 施行期日

高額療養費自己負担限度額の改正は、平成5年5月1日から施行すること。